

○龍ヶ崎市情報セキュリティ規則

平成15年3月28日

規則第24号

(目的)

第1条 この規則は、情報セキュリティに関する基本的な指針を定め、市が管理する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報 職務の遂行に伴うコンピュータ及び記録媒体に記録されたデータをいう。
- (2) ネットワーク コンピュータ等を相互に接続するための通信網及びその構成機器（ハードウェア及びソフトウェア）をいう。
- (3) 情報システム ハードウェア、ソフトウェア、ネットワークその他の電磁的記録媒体等で構成され、情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) 情報資産 情報、情報システム及び行政情報を含む紙媒体をいう。
- (5) 脅威 次に掲げるもので、市が管理する情報資産に損失を与えるものをいう。
 - ア 不正アクセス、ウイルス攻撃、サービス不能攻撃等のサイバー攻撃、部外者の侵入等の意図的な要因による情報資産の漏えい、破壊、改ざん及び消去、重要情報の詐取並びに内部不正等
 - イ 情報資産の無断持ち出し、無許可ソフトウェアの使用等の規定違反、設計及び開発の不備、プログラム上の欠陥、操作及び設定ミス、メンテナンス不備、内部及び外部監査機能の不備、外部委託管理の不備、マネジメントの欠陥、機器故障等の非意図的的要因による情報資産の漏えい、破壊、消去等
 - ウ 地震、落雷、火災等の災害によるサービス及び業務の停止等
 - エ 大規模かつ広範囲にわたる疾病による要員不足に伴うシステム運用の機能不全等

- オ 電力供給、通信及び水道供給の途絶等のインフラの障害からの波及等
- (6) 情報セキュリティ 脅威から市が管理する情報資産を保護し、次に定める情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持することをいう。
- ア 機密性 情報資産にアクセスすることを認められた者だけが、これにアクセスできる状態をいう。
- イ 完全性 情報資産が破壊、改ざん又は消去されていない状態をいう。
- ウ 可用性 情報資産にアクセスすることを認められた者が、必要なときに中断されることなく、これにアクセスできる状態をいう。
- (7) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティを維持するための管理策をいう。
- (8) 関係機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会事務局をいう。
- (9) 職員 次に掲げる者をいう。
- ア 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職の職員
- イ 地方公務員法第3条第3項第2号に規定する特別職の職員
- ウ 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
- エ 地方公務員法第22条の3第4項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第6条第1項第2号の規定により臨時的に任用する職員
- オ 龍ヶ崎市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成23年龍ヶ崎市条例第35号）第2条、第3条及び第4条に規定する任期を定めて採用された職員並びに短時間勤務職員
- (10) 外部要員 市と業務委託先の業者との社員派遣等契約に基づき、関係機関で作業する前号に掲げる職員以外の者をいう。
- (11) 個人番号利用事務系（マイナンバー利用事務系） 個人番号利用事務（社会保障、地方税又は防災に関する事務）、戸籍事務等に関

わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータ又は端末、サーバ等及びその専用回線により接続されるガバメントクラウド上の領域をいう。

- (12) LGWAN接続系 LGWANに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (13) インターネット接続系 インターネットメール、ホームページ管理システム等インターネットに接続された情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。
- (14) 無害化通信 インターネットメール本文のテキスト化又は端末への画面転送等により、コンピュータウイルス等の不正プログラムの付着が無い等、安全が確保された通信をいう。
- (15) 情報セキュリティポリシー この規則及び龍ヶ崎市情報セキュリティ対策に関する規程（平成27年龍ヶ崎市訓令第14号）をいう。

（適用範囲）

第3条 この規則を適用する対象者及び資産の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 対象者の範囲 関係機関に属する職員及び外部要員とする。
- (2) 資産の範囲 市が管理する全ての情報資産とする。

（職員の義務）

第4条 職員は、情報セキュリティの重要性について共通の認識を持ち、業務の遂行に当たってこの規則を遵守しなければならない。

（外部要員の管理）

第5条 外部要員を使用する職員は、契約等において、外部要員に対し前条に規定する義務と同様の義務を課し、適正に管理するものとする。

（情報の区分）

第6条 市は、第8条の情報セキュリティ対策基準に基づき、その管理する情報資産を重要度に応じて区分し、当該区分に応じた次条の情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

（情報セキュリティ対策）

第7条 市は、市が管理する情報資産を脅威から保護するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を講ずるものとする。

(1) 情報システム全体の強靱性の向上 情報システム全体に対して講じる次の3段階の対策

ア 個人番号利用事務系における対策 原則として、他の領域との通信をできないようにした上で、端末からの情報持ち出し不可設定及び端末への多要素認証の導入により、住民情報の流出を防ぐこと。

イ LGWAN接続系における対策 LGWAN接続系の業務システムと、インターネット接続系の情報システムとの通信経路を分離するとともに、両システム間で通信をする場合には、無害化通信を実施すること。

ウ インターネット接続系における対策 不正通信の監視機能の強化その他の高度な情報セキュリティ対策（茨城県と龍ヶ崎市のインターネット接続口を集約した自治体情報セキュリティクラウドの導入を含む。）を実施すること。

(2) 物理的セキュリティ対策 サーバ等、情報システム室等、通信回線等及び職員のパソコン等の管理について行う、物理的な対策

(3) 人的セキュリティ対策 情報セキュリティに関する職員及び外部要員が遵守すべき事項の制定並びに十分な教育及び啓発その他の人的な対策

(4) 技術的セキュリティ対策 コンピュータ等の管理、アクセス制御、不正プログラム対策、不正アクセス対策等の技術的対策

(5) 情報システム運用セキュリティ対策 情報システムに対する運用ミスや情報漏えい等から情報資産を保護するために必要な情報システムの運用、保守及び監視等に関する対策

(6) ネットワークセキュリティ対策 ネットワーク障害、不正アクセス等から情報資産を保護するために必要なネットワークの可用性の確保及び監視等に関する対策

(7) 外部サービス利用対策 情報システムに関する業務を外部委託する場合に行う、次に掲げる対策

ア 情報セキュリティ対策要件を明文規定した契約を締結すること。

イ 必要に応じて契約に基づく措置を講じさせること。

ウ 相手方の契約約款による外部サービスを利用する場合に、別途利用に係る規定を整備し、必要なセキュリティ対策を講じさせること。

(情報セキュリティ対策基準)

第8条 市は、想定される脅威に対応するため、市における情報セキュリティ対策の統一基準となる情報セキュリティ対策基準（以下「対策基準」という。）を定めるものとする。

(情報セキュリティ実施手順)

第9条 市は、前条の対策基準に従い、情報セキュリティ対策に関する手法、手順の詳細を規定した情報セキュリティ実施手順を策定するものとする。

(情報セキュリティの管理体制)

第10条 市は、情報セキュリティ対策を推進し、管理するため、最高情報セキュリティ責任者及び情報セキュリティ管理者並びに情報セキュリティ委員会を置くものとする。

2 市は、情報資産に関する事件及び事故に適切かつ迅速に対応するため、情報セキュリティ緊急対策会議を置くことができる。

(情報セキュリティ監査の実施)

第11条 市は、第8条の対策基準の遵守状況等を検証するため、定期的に情報セキュリティ監査を実施するものとする。

(法令等の遵守)

第12条 第3条第1号に規定する対象者は、職務の遂行に際しては、関連法令等を遵守しなければならない。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第13条 市は、第11条に規定する情報セキュリティ監査又は自己点検の結果、情報セキュリティポリシーの見直しが必要となった場合又は情報セキュリティに関する状況の変化に対応するため新たに対策が必要になった場合は、情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成20年3月21日規則第5号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日規則第8号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（令和2年2月27日規則第8号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

付 則（令和6年2月15日規則第5号）

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

付 則（令和8年2月24日規則第8号）

この規則は、令和8年2月24日から施行する。